

# 海底清掃事業の実施指導要領

(海底清掃に対する助成事業)

平成29年3月29日策定  
最終改正 令和5年3月31日

## 1. 事業の目的

我が国周辺水域では、外国漁船が活発に操業していると同時に、外国漁船が投棄・放置した多くの漁具が我が国水域に残骸として滞積・漂流している。我が国漁業者による操業時には、多くの投棄・放置漁具が漁獲物と一緒に混獲され、漁業活動に支障をもたらし、また海洋資源に多大な影響を与えていたりする状況である。当該助成事業は、外国漁船の投棄・放置漁具による影響を受けている水域において、これら漁具を回収することにより、我が国漁業者の円滑な操業活動を支援することを目的とする。

## 2. 対象水域

日台漁業取決め第2条に規定される水域（以下「取決め適用水域」という。）の周辺水域（ただし、東経127度以西）の台湾漁船等の操業により影響を受ける水域（ただし、5の（2）の⑧及び⑨については、財団との協議によるものとする）。

## 3. 事業の内容

台湾漁船等による投棄漁具及び放置漁具（以下「投棄漁具等」という。）を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な作業（以下「投棄漁具等回収作業」という。）を行い、併せて国の監視船等による取締を補完するため、取決め適用水域と我が国排他的經濟水域の境界線等を中心とした監視網の構築を図るために必要な作業（以下「監視作業」という。）を行う。

- (1) 事業実施者は、公益財団法人 沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）の沖縄漁業基金事業交付規則（以下「交付規則」という。）別記様式第1-1号に従い事業実施計画を策定し承認を得た海底清掃事業計画（以下「計画」という。）に基づき、海底清掃事業の実施状況等を管理し、事業に参加する漁船（以下「参加船」という。）を指導しなければならない。計画書には、参加船名簿（海底清掃 様式1号）を添付すること。
- (2) 事業実施者は、計画の管理・進行及び参加船の指導のため、必要な措置をとるものとする。
- (3) 事業実施者は、投棄漁具回収・監視作業報告書（海底清掃 様式10号）を取りまとめ、「海底清掃事業実績報告書」（交付規則 別記様式第1-4号）を作成し、財団あて報告する。
- (4) 参加船は作業の報告義務を負うものとし、作業・監視報告書（速報）（海底清掃 様式5号）により作業結果を、作業を実施した当日もしくは翌日に、事業実施者を経由して財団に報告しなければならない。  
ただし、外国漁船を視認した場合においては、上記に限らず適宜報告を行うものとする。
- (5) 財団は、事業実施者からの事業実施計画を総合的に審査し、必要に応じ、水産庁と協議の上、事業実施者に対し事業実施計画の変更指導を行うものとする。

- ① 事業実施者は、年度途中での事業実施計画の変更を行う場合、財団と協議する。
- ② 上記 3 の（1）の参加船名簿に変更が生じた場合は、参加船名簿の変更申請書（海底清掃 様式 3 号）により、財団と協議を行うものとする。

#### 4. 助成の実施

台湾漁船等による投棄漁具等を回収し、漁場機能の維持管理を行うための計画策定に要する経費、投棄漁具等回収作業経費及び回収漁具の処分に要する経費を定額で助成。

#### 5. 事業の実施における留意事項

##### （1）計画策定における留意事項

###### ① 回収作業対象海域の選定

通常操業等によって、投棄漁具等の存在が確認された海域のみを対象とする。

###### ② 作業従事船の選定

ア. 使用漁船はトン数及び馬力等で両作業に耐えうる能力を有すること。また、洋上における安全確保及び漁業秩序の維持等を考慮の上、厳正かつ慎重に選定すること。

イ. 事業実施者が選定する参加船は、事業実施計画の承認申請日以前 1 年の間に漁業関係法令及び労働関係法令（以下「関係法令」という。）に違反する行為により刑に処されていない又は行政処分を受けていない漁船に限る。なお、関係法令違反の日は、処分が確定した関係法令に違反する行為の発生日とする。

ウ. 事業実施計画の承認申請を行った日の翌日から作業実施終了日までの間に使用漁船が関係法令に違反する行為により刑に処された又は行政処分を受けた場合、速やかに事業実施者は当該船舶の取り消し又は代船を申請すること。

エ. 漁船による回収が不可能な場合には、漁船以外の方法で投棄漁具の回収を行うことができる。

###### ③ 乗組員

ア. 乗組員は労働契約を締結した漁業従事者とし、雇用契約書等（※）の写しを財団及び事業実施者宛てに提出すること。また、乗組員の選定は、事業実施者内の部会等で選定すること。

※提出する雇用契約書等は、賃金、労働時間等の労働条件に係る事項が記載されているものとする。

イ. 乗組員数は、原則として、通常操業時の乗組員数のうち 3 名以内とする。

###### ④ 船団での実施

ア. 作業の実施に当たっては、外国漁船及び我が国沿岸漁船とのトラブルの防止に努めるとともに、漁協の管理のもとで、従事する漁船の運航管理、乗組員等の安全確保をはかるため、単独船での作業は行わず、小集団で地区ごとに指揮船を選任する等船団での事業の円滑な推進を図ること。

イ. 監視活動作業を併せて実施する場合の作業船の配置は、原則として 2 から 3 マイル間隔とする。

ウ. 本作業に従事する場合は、船団ごとに統一された旗流を掲揚する等、洋上において作業中であることが明確に判別できるよう留意すること。

エ. 事業実施者において、事業年度の間で当事業を行うことが効率的かつ安全である時期を検討し、その時期において事業を実施（※上限 5 日／隻）とする。

⑤ 誓約書の締結

作業出動中に海難事故が万が一発生した場合は、適切に対応すること及び発生した場合の責任の所在を明確にしておくこと。（事業実施者と作業実施船の所有者は作業に伴う危険負担等の責任の所在を明確にした内容の誓約書（海底清掃 様式 4 号）等を締結すること。）

⑥ 作業時間

原則として、出港から帰港を含む 8 時間以上を作業時間とすること。

航海期間が 2 日以上に渡る場合は、連続した 8 時間以上を作業時間として設けること。

やむを得ない理由で作業時間が 4～8 時間となった場合は、賃金及び用船料は半日扱いとし、2～4 時間の場合は保険料のみの助成とし、その他の経費助成は行わない。

（2）事業実施における留意事項

① 事前連絡

作業は事業計画に基づき行うこととするが、その具体的行動については、事前連絡表（海底清掃 様式 2 号）に係る以下の事項を記載の上、3 日前までに財団及び水産庁資源管理部管理調整課等の関係機関に連絡すること。ただし、尖閣諸島周辺海域等、事業の遂行に安全性が懸念される一部の海域に出動する場合は、原則、出港の 1 週間前までに連絡を行うこととする。これに該当する海域の選定は、財団からの指示に従うこと。

＜記載事項＞

ア 作業実施期間及び作業内容

イ 作業に従事する漁船等の名称及びこのうち指揮船となる漁船の名称

ウ 作業に従事する漁船等の出入港予定日時

エ 作業の対象となる海域（農林漁区番号）

＜事前連絡に関わる留意事項＞

ア 海上における保安の観点から、出港 3 日前を過ぎた連絡分については、原則、助成対象から除外することとする。但し、適正な理由がある場合は、事前に財団に連絡の上、助成可否を協議する。

イ 天候の急変悪化等の不可抗力により、やむを得ず作業の所定時間を短縮したときには、帰港後、速やかに作業時間短縮理由書（海底清掃 様式 6 号）を事業実施者の代表者及び財団に報告すること。

ウ 作業船出動の判断に当たっては、作業時間及び作業期間中の安全確保、海難事故防止のため、出港から帰港までの気象情報・海上警報等を十分に確認し、安全を優先すること。

② 作業実施船の確認

当該漁船の所属する漁協長又は事業管理責任者は、参加漁船が確實に作業を履行しているかどうかを確認するため、作業出動予定日の入出港に立ち会った上、作業結果（参加漁船名、参加人数、出港時間、帰港時間、作業海域、回収状況等）を確認する

こと。

③ 記録写真の提出

作業実施船が確実に作業を行ったことを証明するため、作業時に写真を撮影し、報告すること。写真は次のように撮影すること。

- ア. デジタルカメラ又はスマートフォンで撮影すること。
- イ. 出港・帰港時に漁船登録番号の前で乗船員全員の集合写真（日時印字入り）を撮影すること。
- ウ. 出港時、作業時及び帰港時に GPS 航法装置又は GPS プロッタの画面全体を撮影すること（日時及び緯度経度が判別できるよう撮影し、判別できない場合は、併せて表示箇所を拡大して撮影すること）。
- エ. 投棄漁具の搜索時、回収時、監視作業時など、作業状況の写真を適宜撮影すること。
- オ. 投棄漁具を回収した場合には、船上もしくは帰港時に、漁具の種類、大きさ、数、重さがわかるよう撮影すること。
- カ. 作業時間又は航海期間に行動した範囲を明確にするため、帰港時に GPS プロッタを航跡表示にした画面全体を撮影すること（日時、緯度経度及び航跡は、判別できるよう撮影し、判別できない場合は、適宜拡大して撮影すること）。
- メ. ただし、何らかの問題により上記対応が困難な場合は、代替方法等について予め財團の承認を得ること。
- キ. デジタルカメラ等による GPS 航法装置又は GPS プロッタ画面の撮影以外に、作業を行った日時、緯度経度及び航跡を証明できる方法がある場合は、予め財團に協議した上で、事業実施計画承認申請書に具体的な方法を記載し、財團及び水産庁の承認を得ること。
- ク. 集積した回収漁具等については、廃棄処分の前にその状況を撮影すること。

④ 回収・監視作業以外の活動の禁止、及び漁具搭載の禁止

海底清掃事業及び監視作業に関わらない活動や、通常の操業活動等を行うこと、及び収入を得ること、又は本事業以外の目的のために便宜を供与した場合には、財團からの助成を行わない。

そのため、作業に従事する漁船は、原則として、漁網等の漁具を搭載しないこと。漁業種類の特殊性等から、漁具を漁船に搭載したまま本事業に従事せざるを得ない場合は、カバーを掛ける等により漁具を使用できない状態にすること。

⑤ 備品、消耗品等の物品購入について

助成対象となる物品は、当該事業以外に使用されていないものに限定する。また、申告する物品の名称、量、金額などが、領収書や利用明細等で明らかになる場合に限る。助成の申請に際しては、本事業の実施に必要であることがわかる理由書を添付すること。

なお、長期契約が必要なリース品や、事業所内で共有されるコピー機やトナーなど、その使用事実が本事業に限定したものかどうかを明示できない物品に対しては助成を行わない。

⑥ 水産物を混獲した際の対応

投棄漁具の回収に伴い水産生物が採捕された場合は、速やかに海中に還元すること。なお、漁具に水産生物が複雑に絡まっているなど、船上で海中に還元することが困難な場合は、帰港後陸上で処理することもやむを得ないが、その場合はこれら水産生物を販売等することがないよう指導を徹底すること。

⑦ 漁具被害の防止

回収作業に当たっては操業中と考えられる設置漁具等に漁具被害を起こさぬよう十分注意するとともに、万が一漁具被害が発生した場合は、適切に対応すること。（事業実施者が漁船等を用船する場合は、漁具被害が発生した場合の賠償責任の所在を明確にしておくこと。）

⑧ 岩場等への漂着漁具の回収について

ア 岩場等に漂着した投棄漁具のうち、漁協が主体となって、回収・処分を実施する場合に限り、当事業の処分作業の対象とする。（処分費のみを助成対象とする。）  
イ 作業を実施する場合は、事前に作業計画等を財団へ提出し了解を得ること。

⑨ 通常操業での漂流漁具の回収について

ア 通常操業で外国漁船の投棄漁具を発見した場合、回収した漁具の処分費のみを助成する。  
イ 漁具を処分する場合は、事前に作業計画等を財団へ提出し了解を得ること。

（3）回収漁具の処分作業における留意事項

ア. 回収漁具等を他のゴミと混在させないよう保管場所を区分すること。  
イ. 回収漁具等を処分するまでの間、一時保管する場合の管理等を適切に行うため、地区ごとに管理担当者を選任するとともに、管理担当者は回収された投棄漁具の種類及び数量を確認すること。

なお、回収された投棄漁具のうち、明らかに外国漁船の漁具であると判別され、かつ、漁具としての機能を有するものについては、管理担当者がその漁具の種類及び数量を記録するとともに財団に報告の上、別途指示あるまで適切に保管すること。また、その投棄漁具の処分については、管理担当者が関係市町村と協議し適切に行うこと。

（4）監視作業における留意事項

- ① 取決め適用水域とEEZの境界線及びEEZ間の境界線付近を中心に投棄漁具等回収作業を実施する場合には、原則として監視作業を併せて実施する。
- ② 上記①以外の海域で監視作業が不要と思われる海域においては投棄漁具等回収作業のみを実施する。
- ③ 監視作業の単独実施はしない。

（5）作業方法

- ① 外国漁船等を視認した時は、船名、許可番号を確認し、違反船を発見した場合は、直ちに取締機関等へ通報すること。
- ② 作業船は、監視活動の経過を記録し、遅滞なく事業実施者を経由して財団等に報告しなければならない。
- ③ 監視船は、外国漁船等を視認した時はその状況を記録し、事業実施者に報告しなけ

ればならない。

- ④ 違反船を視認した場合には、取締機関等への通報に留め、過度の追跡や威嚇行動を絶対とならないこと。

## 6. 年度事業規模について

各事業実施者に対する助成額は、財団が当該年度の沖縄漁業基金事業の予算の範囲内で決定する。

## 7. 経費内容

作業実施に伴う経費は次のとおりとし、別途設定する。

- ① 管理計画費
- ② 投棄漁具回収費・監視作業費
- ③ 回収漁具処分費

## 8. 作業管理簿等の整備

作業実施状況並びに作業実施に伴う経費の管理を適正に行うために、以下の事項を記入する作業管理簿等を作成すること。又、会議の旅費及び必要資機材の購入等に係る領収書等の証憑書類とともに保管すること。

なお、領収書、記録写真が保管されていない場合、助成対象経費として認められない場合もあるので注意すること。

- ① 管理計画の策定に関する事項 .....会議資料・議事概要書等
- ② 漁具回収作業及び監視作業に関する事項「投棄漁具回収・監視作業総括表（海底清掃 様式7号）」等
- ③ 回収漁具処分作業に関する事項 「投棄漁具回収処分管理簿（海底清掃 様式9号）」等

## 9. 附則

- (1) 令和2年4月1日一部改正
- (2) 令和4年3月9日一部改正
- (3) 令和5年3月31日一部改正

## 経費助成基準

### 海底清掃事業（助成率：定額）

#### （1）計画策定に要する経費

##### 事業実施者関係

①会場借料等	実費助成
②旅費等（事業実施者の規定による）	実費助成
③会議費等	実費助成
④通信費等	実費助成
⑤会議資料・議事概要書印刷費等	実費助成
⑥消耗品費等	実費助成
⑦報告書作成等作業整理費	実費助成（※）

（※）⑦の経費は、担当者の「給与相当時間給×実日時間数」により算出するものとし、作業時間は1ヶ月につき112時間を上限とする。また、経費の請求については、各事業実施者において報告書作成等作業整理費明細（海底清掃 様式14号）を作成し、財団に提出することとする。)

#### （2）投棄漁具回収・監視作業等に要する経費

##### ア 賃金

- ① 1日当たりの賃金25, 200円／日・人  
(日当20, 200円+保険3, 800円+食費1, 200円)に実作業従事者数を乗ずる。  
② やむを得ず作業時間を短縮する場合の賃金は、以下のとおりとする。（※）

作業時間	人件費
4～8時間	12, 600円／1人 (日当8, 800円+保険代3, 800円)
2～4時間	3, 800円／1人 (保険代3, 800円)

※ 本規定は、不測の事態に対応するための基準であり、所定とする8時間に満たない作業計画を奨励するものではない。

##### イ 用船料

新トン	用船料
15トン未満	42, 000円／日・隻
15トン以上30トン以下	54, 000円／日・隻
31トン以上40トン以下	93, 000円／日・隻
41トン以上55トン以下	111, 000円／日・隻
56トン以上75トン以下	154, 000円／日・隻
76トン以上	173, 000円／日・隻

※1 旧トンの場合は新トンに換算すること。その際ベースとなる旧トンは許可名簿の有効トン数とする。

※2 作業時間を短縮し出港から帰港まで8時間未満の場合は、上記用船料の半

額とする。また、作業時間が4時間未満の場合は用船料を支給しない。

ウ 油代

① 燃油：実費助成

参加漁船は、作業出動前に、燃油を満タン状態に給油しておき、作業完了時に消費分を補給する。

② 潤滑油：燃油消費量×0.002×潤滑油単価

※ 作業時間が2時間以内の場合の燃油代は、助成の対象外とする。

エ 回収のための道具費

財団と事前に協議し、特に必要と認められた場合に限り対象とする。ただし、1隻当たり10万円を限度とする。

オ 備品費、消耗品費：実費助成

① 備品費：機材の購入等に係る経費（デジタルカメラ、ビデオカメラ、その他財団が必要と認める物品）のみとする。

② 消耗品費：メモリーカード（4～8ギガ程度のSDカード等）及び現像代のみとする。

(3) 回収漁具処分等

① 回収処分費（産廃業者による廃棄処分料）

実費助成

② 回収漁具の保管料

実費助成

③ その他（写真現像代等、運賃等）

実費助成

④ 回収漁具運搬費

回収した投棄漁具を遠隔地の処分地まで、漁船等を用船して運ぶ場合の経費

ア 半日（5時間未満）で運搬する場合

・人件費（※） 7,800円／人  
(日当4,000円+保険代3,800円)

・用船料（※） 1日の用船料の半額

・燃油代 実費助成

イ 全日（5時間以上）で運搬する場合

・人件費（※） 11,800円／人

(日当8,000円+保険代3,800円)

・用船料（※） 1日分

・燃油代 実費助成

（※） 上記ア、イの運搬作業員は3名以内／隻とすること。

（※） 用船料は投棄漁具回収費の用船料を準用する。

（※） 経費の区分について、当該経費の区分は計画承認書、交付申請書、及び実績報告書における「回収漁具処分費」に含むものとする

(海底清掃 様式 1 号)

参 加 船 名 簿 (計画・実績)

(海底清掃事業)

事業実施者名:

No	氏名又は名称	船 名	船長氏名	登録番号	トン数	漁業種類	乗船人員	船舶電話	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

以上 (○○隻、○○人)

注1 計画申請書に添付

〇〇年度海底清掃事業  
経費内訳( 計画・変更・概算払・精算・実績 )

事業実施者 :

内訳		明細		
科目	金額(円)			
(1) 調査計画策定費				
①会場賃借料等	0	② 0 × 0 回	(○~○月分)	
県内	0			(○~○月分)
県外	0			(○~○月分)
③会議費等	0	④ 0 × 0 人 × 0 回	(○~○月分)	
④通信費等	0	電話・FAX・送料代他	⑤ 0 × 0 ケ月	(○~○月分)
⑤会議資料・議事概要印刷費	0	⑥ 消耗品費	⑦ 報告書作成等事務職員賃金	(○~○月分)
⑥消耗品費等	0	⑧ 事務用品一式	⑨ 0 時給 × 0 時間 × 0 日 × 0 人	(○~○月分)
⑦報告書作成等事務職員賃金	0	⑩ 計	0	(○~○月分)
(2) 採集漁具回収・監視作業費				
①賃金(含む保険料)	0	② 25,200 × 0 人日	(○~○月分)	
②用船料	0	③ 15トン未満船	④ 42,000 × 0 隻日	(○~○月分)
15トン以上30トン以下	0	⑤ 30トン以上35トン以下	⑥ 54,000 × 0 隻日	(○~○月分)
③油代	0	⑦ 燃油	⑧ 単価 × 一日の消費量見込み量(1) × 隻日 (○~○月分)	
潤滑油	0			
④道具費	0	⑨ 100,000 × 0 式		
⑤備品費	0	⑩ デジタルカメラ等	⑪ 単価 × 台数 (○月分)	
⑥消耗品費	0	⑫ デジカメSD	⑬ 単価 × 故 (○月分)	
		⑭ 現像代	⑮ 単価 × 隻日 (○~○月分)	
		⑯ 計	0	
(3) 放置漁具の回収費				
⑰ 漁具保管費	0			
⑱ 回収漁具処分費	0			
		合計	0	

\*1 上記金額は、消費税抜きで記入。

\*2 当内容が記載されていれば様式の変更は可能。

(宛先:メールまたはFAX)

(※調査海域に応じ管轄する事務所にメールまたはFAXを送信してください。)

- 1 水産庁資源管理部 管理調整課(操業調整班)御中
- 2 水産庁沖縄総合事務局 外国漁船合同対策本部 御中
- 3 沖縄県農林水産部水産課 御中
- 4 公益財団法人 沖縄県漁業振興基金 御中

### 海底清掃に係る作業実施船の事前連絡について

作業内容、指揮船名

実施船名 (電話番号)	乗組 員数	出入港の状況			実施海区 農林漁区番号	備考
		港名	出港日時	入港日時		
( )	人		年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		
( )			年 月 日 :	年 月 日 :		

令和 年 月 日

事業実施者名：  
報告者：

注1

- ①上記の事前連絡は、原則3日前とするが機関故障の場合等やむを得ない場合は財団と協議する。
- ②予定実施船に変更が生じた場合には事前連絡(変更)として、出港前に連絡すること。
- ③船舶電話を所持している漁船は電話番号を記載すること。
- ④事業計画を遵守すること。事前連絡の作業実施船数を超えることのないように注意すること。
- ⑤財団の承認を得ていない漁船は助成の対象としない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人 沖縄県漁業振興基金  
理事長 〇〇〇〇 殿

住 所  
事業実施者名及び代表者名

### 参加船名簿の変更申請書

令和〇〇年度海底清掃事業について、〇〇年〇〇月〇〇日付け漁業振興基金指令第〇〇〇号で助成金の交付通知を得て実施しているところであるが、この度、下記のとおり参加船名簿を変更したいので海底清掃事業の実施指導要領（平成29年3月29日策定）3の（5）の②に基づき、承認されたく申請する。

記

#### 1 参加漁船の変更内容

##### （1）参加船の変更

新	氏名又は名称	船名	船長氏名	登録番号	トン数	漁業種類	乗船人員	船舶電話
	〇〇〇〇	第〇〇丸	〇〇〇〇	ONO-0000	0	〇〇	〇人	

旧	氏名又は名称	船名	船長氏名	登録番号	トン数	漁業種類	乗船人員	船舶電話
	〇〇〇〇	第〇〇丸	〇〇〇〇	ONO-0000	0	〇〇	〇人	

変更理由：（記載例）機関故障による修理のため代替船を手当する。

##### （2）追加変更

氏名又は名称	船名	船長氏名	登録番号	トン数	漁業種類	乗船人員	船舶電話
〇〇〇〇	第〇〇丸	〇〇〇〇	ONO-0000	0	〇〇	〇人	

変更理由：（記載例）安全体制強化のため、参加船を追加する。

##### （3）抹消変更

氏名又は名称	船名	船長氏名	登録番号	トン数	漁業種類	乗船人員	船舶電話
〇〇〇〇	第〇〇丸	〇〇〇〇	ONO-0000	0	〇〇	〇人	

変更理由：（記載例）実施者の健康上の都合により事業の参加辞退する。

#### 2 添付書類

##### （1）変更前及び変更後の新しい参加船名簿を添付すること。

注 事業計画承認申請に添付した参加船名簿以外の漁船を、当該承認を得ないで使用した場合は助成の対象にならない。

誓 約 書

私は、公益財団法人 沖縄県漁業振興基金を事業主体とし、○○○○○組合が事業実施者となって実施される沖縄漁業基金事業(海底清掃事業)に参加し、事業計画に基づいた作業内容を忠実に実施することを誓約いたします。

また、本事業の実施に際し、乗船料等の漁業活動以外の収入を得るものなど事業以外の活動は行いません。

なお、当該事業の実施に伴い発生した海難事故等に係る責任及び損害(第三者に及ぼした損害を含む)、そのために生じた費用については、一切を私が負担します。

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ ○ ○ ○ ○組合

○○○○組合長 ○ ○ ○ ○ 殿

代表者住所

氏 名

印

<事業実施船明細>

船 名 第○○○丸

漁船登録番号 ○○○一○○○○○

船舶所有者

住 所 ○○県○○市 ○○○○番地○

氏 名 ○ ○ ○ ○

総トン数 ○○. ○トン

機関種類・馬力 ○○○馬力

所属組合 ○○○○○○組合

連絡先電話(陸上) ○○○○一○○○一○○○○

(船舶) ○○○○一○○○○一○○○○

(作業後速やかにメールまたはFAXにより送信すること)  
 ①水産庁資源管理部 準業調整課 御中  
 ②水産庁沖縄総合事務局 外国漁船合同対策本部 御中

(海底清掃 様式5号)

③沖縄県 農林水産部 水産課 御中  
 ④公益財団法人 沖縄県漁業振興基金 御中

## 令和 年度 海底清掃事業 作業・監視報告書（速報）

船名	船舶トン数	漁船登録番号	作業期間	事業実施者名	報告書提出日	報告者氏名
			月 日～月 日		令和 年 月 日	

乗船作業員名・船長①	乗船作業員名②	乗船作業員名③	乗船作業員名④	乗船作業員名⑤

### ・作業内容

航海期間	作業時間	作業水域	作業場名・農林漁区番号	作業全般に関する感想
月 日～月 日	左記航海期間のうち 月 日			
	左記航海期間のうち 月 日			
	左記航海期間のうち 月 日			

### ・回収作業等（外国漁船の漁具に関する情報）

視認月日 時刻	作業水域 (通称漁場名)	農林漁区番号	緯度・経度	漁具種類	漁具発見状況	備考（漁具の特徴等を記載）
月 日 時 分		N ° ' "	E ° ' "			
月 日 時 分		N ° ' "	E ° ' "			
特記事項						

### ・監視状況（外国漁船の操業に関する情報）

視認月日 時刻	監視作業水域 (通称漁場名)	農林漁区番号	緯度・経度	操業・航海・漂泊	進行方向等	国籍	船名	登録番号	承認番号	漁業種類	隻数	通報の有無 写真の有無
月 日 時 分		N ° ' "	E ° ' "									有・無
月 日 時 分		N ° ' "	E ° ' "									有・無
特記事項												有・無

(海底清掃 様式6号)  
令和 年 月 日

(※帰港後速やかに報告すること)

公益財団法人 沖縄県漁業振興基金 御中

○○漁業協同組合 組合長 殿

船 名 \_\_\_\_\_ 総トン数 \_\_\_\_\_

漁船登録 No. \_\_\_\_\_

船 長 氏 名 \_\_\_\_\_

## 作 業 時 間 短 縮 理 由 書

海底清掃作業の所定時間を短縮したことにつき、下記により報告します。

乗船員氏名（乗船者全員を記載）	

区 分	計 画 → 実 繢
1 作 業 実 施 年 月 日	○/○~○/○ → ○/○~○/○
2 出 港 日 時	→
3 帰 港 日 時	→
4 実 働 時 間	○○ 時間 → ○○時間
5 当 初 作 業 予 定 海 域	漁場の名称を記載  農林漁区番号

6 作業時間を短縮した理由につき記載(※添付:証明する資料 一枚)

-----  
-----  
-----  
-----

※(天候上の急変等が証明できる資料等を添付すること。)

投棄漁具回収作業総括表  
(海底清掃 様式 7 号)

(台灣漁船等對策)

注1 当書式は事業実施管理者が記入

注2 当内容が記載されていれば様式の変更は可能

投棄漁具回収作業費用明細表  
 (台湾漁船等対策)

事業実施者名

船名	業種	総トン数	作業日	用船料	人件費	燃料費	潤滑油費	道具費	備品費	消耗品費	合計	漁具回収量
	計											

注 当内容が記載されていれば様式の変更は可能

投棄漁具回収処分管理簿  
(台湾漁船等対策)

(海底清掃 様式9号)

注1 奶分漁具の記録写真（日時印字入り）を添付すること

注2 奈谷費用の領収書を添付する。

注3 当内容が記載されていなければ様式の変更は可能

# 臺灣漁船等對策 投棄漁具回收作業報告書

整理番号	船名	漁船登録番号	総トン数	所属漁協	報告者名

<sup>1</sup> 記録軍臺（日時印字入り）が必要、軍臺は次のようにして撮ること。

- ①出港時、帰港時に漁船登録番号の前で乗船員全員の集合写真  
②投棄漁具回収作業状況写真  
③投棄漁具回収物の写真を納めておくこと。  
(漁具が終末している場合はこの状況写真)

国内漁具混入量 (kg)

**注2** 視認報告は外国漁船を視認した場合に記入すること。

注3 当様式は従事者が記入すること。

注4 国内漁具混入量は、上記の数量とは区別して記入すること。

## 投棄漁具回収作業・監視作業経費（支払・購入）報告書

(台湾漁船等対策)

整理番号	船名	漁船登録番号	総トン数	所属漁協

作業年月日	用船料	従事者	回収監視	金額	燃油・潤滑油購入			漁網修理			回収道具等購入			消耗品購入			合計
					油種	数量	金額	品名	個数	金額	品名	個数	金額	品名	個数	金額	

注 1 従事者数は通常操業時の人数以下の監視作業員とすること。

注 2 回収・監視は作業従事者の作業区別を記入すること。

注 3 購入品の領収書を添付すること。

注 4 当様式は従事者が記入。

注 5 当内容が記載されておれば様式の変更は可能。

(海底清掃 様式12号)

助成金請求書

(事業実施者)

御中

金 円也

(但し、下記明細の代金として)

(作業期間：○○月○日から○○月○日迄の間)

1, 賃金 (①+②)	計	円
①傭人料 円 × 人 ×	日 =	円
②消費税 ① × 10%	=	円
2, 用船料 (①+②)	計	円
①用船料 円 × 人 ×	日 =	円
②消費税 ① × 10%	=	円
3, 油代 (①+②+③)	計	円
①燃油代 円 × リットル =	円	
②潤滑油代 円 × リットル =	円	
③消費税 (①+②) × 10% =	円	
4, 消耗品費 (①+②)	計	円
①消耗品 (写真代) 円 × 人 ×	日 =	円
②消費税 ① × 10%	=	円
5, その他 (①+②)	計	円
①その他 =	円	
②消費税 ① × 10% =	円	

上記の通り請求致します。

令和 年 月 日

船名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

注 本様式は就業者から事業実施者に対する助成金請求書です。

(海底清掃 様式 13号)

助成金領収証

(事業実施者)

御中

金 円也

(但し、下記明細の代金として)

(作業期間：○○月○日から○○月○日迄の間)

1, 賃金 (①+②)	計	円
①傭人料	円 × 人 × 日 =	円
②消費税	① × 10% =	円
2, 用船料 (①+②)	計	円
①用船料	円 × 人 × 日 =	円
②消費税	① × 10% =	円
3, 油代 (①+②+③)	計	円
①燃油代	円 × リットル =	円
②潤滑油代	円 × リットル =	円
③消費税	(①+②) × 10% =	円
4, 消耗品費 (①+②)	計	円
①消耗品 (写真代)	円 × 人 × 日 =	円
②消費税	① × 10% =	円
5, その他 (①+②)	計	円
①その他	=	円
②消費税	① × 10% =	円

まさに領収いたしました。

令和 年 月 日

船名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

注 本様式は就業者から事業実施者に対する助成金領収書です。

(海底清掃 様式14号)

## 報告書作成等作業整理費明細

○○○○漁業協同組合  
代表理事組合長

報告日	○○年○○月○○日																	
部署課	○○課																	
氏名	△△△△△																	
日	曜日	時 間																
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	時間数	作業内容
1	月	A	B			C										2		
2	火		B	B	B											2		
3	水	B	C			A										4		
4	木	A			A	B										4		
5	金		C		A	B										1		
6	土		C													0		
7	日															0		
8	月															0		
9	火															0		
10	水															0		
11	木															0		
12	金															0		
13	土															0		
14	日															0		
15	月															0		
16	火															0		
17	水															0		
18	木															0		
19	金															0		
20	土															0		
21	日															0		
22	月															0		
23	火															0		
24	水															0		
25	木															0		
26	金															0		
27	土															0		
28	日															0		
29	月															0		
30	火															0		
31	水															0		
合 計													13	A:海底清掃事業(振興基金) B:○○○○事業 C:自主業務				

注1 1日当たり賃金= (年間給与収入÷所定労働日数) ÷ 8時間×作業時間数

注2 証明として本人の源泉徴収票(写し)を添付

注3 作業従事者毎に作成

事業実施者名: ○○○○○漁業協同組合

作業従事者名: △△△△△ の ○○ 月分賃金

1時間あたりの賃金単価 × 事業従事時間数

$$\boxed{\square, \square\square\square} \text{ 円} \times \boxed{\triangle\triangle\triangle} = \boxed{○, ○○○} \text{ 円}$$

○1時間あたりの賃金単価(積算根拠)

担当者の給与相当額 = ( 年間給与収入 ÷ 所定労働日数 ) ÷ 8 時間

○, ○○○ = ( ○, ○○○, ○○○ ÷ ○○○ ) ÷ 8 時間

※円未満は切り捨て

○年間給与収入(根拠)

源泉徴収票の写し(貼り付け)

## 回収投棄漁具運搬実績（経費支払・購入）報告書

(台湾漁船等対策)

整理番号	船名	漁船登録番号	総トン数	所属漁協	報告者名

作業年月日	投棄漁具運搬作業内訳			運搬漁具		従事者		用船代		燃油代		合計
	作業開始時間	出港時間	帰港時間	出港港名	揚地名	回収期間	数量	氏名	金額	受領印	金額	受領印

注1 記録写真（日時印字入り）は、次のようにして撮ること。

①漁船登録番号の前で乗組員全員の写真

②投棄漁具運搬状況写真

注2 当様式は従事者が記入。

注3 購入燃油の領収書を添付すること。

岩場等漂着漁具等処分報告書  
(台湾漁船等対策)

(海底清掃 様式16号)

事業実施者名

実施日	参加人数	漂着漁具等		処分費用	産廃業者名	消耗品購入費	
		種類	量 (kg)			品名	金額

注 1 処分漁具等の記録写真（日時印字入り）を添付すること。

注 2 処分費用・消耗品購入費の領収書を添付すること。

注 3 当内容が記載されておれば様式の変更是可能。

帳合管理品備

（海底清掃 様式17号）

目次

事業審査者

## 2. 事業実施年度

3. 事業名

◎ 〇〇〇〇組合

令和〇〇年度(令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日)

水產關係民間團體事業補助金（沖繩漁業基金事業）

4. 事業實施主體 公益財團法人 合灣漁船等對策 沖繩県漁業振興基金 海底清

5. 管理状况

注1 上記処分等にあたっては、別途財団へ処分等の取扱いについて協議すること。